戸籍証明書等の広域交付請求書(宇美町以外に戸籍がある方)

宇美町長 殿

令和年月日※請求には本人確認資料が必要です。※直系の方のみ請求できます。

その他注意事項は裏面に記載されています。

	このに江志事の	見は表囲に記載され	00000			
	住所電話番号	-				
	本籍					
i 請求者						
(窓口に来た方)	筆頭者の氏名					
(10.11)	TX1 - X1					
	フリガナ	生年月日 T·S	• H • R			
	氏名	, , , , ,	月 日			
		<u> </u>				
	請求者との関係					
	□本人 □配偶者(妻・夫) □直系尊属(父・母・祖父・祖母)	□直系卑属(子	- • 孫)			
	本籍					
対象者		□請求者	の戸籍と同じ			
(どなたの戸籍が	筆頭者の氏名	生年月日 M·	$\Gamma \cdot S \cdot H \cdot R$			
必要ですか)		年	月 日			
	フリガナ	生年月日 M·	$\Gamma \cdot S \cdot H \cdot R$			
	必要な人の氏名	年	月 日			
	□対象者の現在の戸籍					
	□ 対象者が亡くなったことがわかる戸籍	をお願いします。				
 必要な	□対象者が生まれてから現在まで在籍した戸籍	お取願の				
戸籍の範囲	□対象者が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍	↓ い 埋 ↓ し 由				
7 78 2 7024	□対象者が 歳から 歳まで在籍した戸籍	まっ				
	□その他()	す。記入	 各			
本本の四よ	□相続等:が亡くなったことによる 		の			
請求の理由	(例) 土地の名義変更					
使用目的及び	手続きのため(任意)に提出					
提出先) 【	(例) 福岡法務局粕屋出張所					
	□その他:					
	□戸籍(除籍)証明書(電 通・除電 通・原戸 通・除紙	通)				
	□ 戸籍 (欧福) 証明音 (电 世・	·	計通			
必要な証明の種類	□戸籍 (除籍) 電子証明書提供用識別符号 (電 通・除電 通)					
	□戸籍(除籍)电丁証明音旋採用畝が付号(电					
	/ 4日(外表//// 7日& // 15////17/ 15 旧我 C 4 v C v v // 上京 V LL		計通			
市町村取扱使用欄	個・免・旅・在・その他() 受付	続柄確認	検認			
本人確認	(No. /有効期限)					

	本 籍(と同じ)	電	通・除電	通
2	74 (-1407	原戸	 通・除紙	—· 通
		と同じ)	-	$M \cdot T \cdot S \cdot H$	
	+N1 - N1 (年	月	日
	I. Anto-/	, H.,)			
	本 籍(と同じ)	電 二	通・除電	通
3			原戸_	通・除紙	通
	筆頭者の氏名(と同じ)	生年月日	$M \cdot T \cdot S \cdot H$	·R
			年	月	日
	本 籍(と同じ)	電	通・除電	通
			原戸	通·除紙	通
4	筆頭者の氏名(と同じ)	生年月日	$M \cdot T \cdot S \cdot H$	·R
			年	月	日
	本籍(と同じ)	電	通・除電	通
(5)			原戸	通·除紙	通
	筆頭者の氏名(と同じ)	生年月日	$M \cdot T \cdot S \cdot H$	·R
			年	月	日
	本籍(と同じ)	電	通・除電	通
6			原戸	通·除紙	通
	筆頭者の氏名(と同じ)	生年月日	$M \cdot T \cdot S \cdot H$	·R
			年	月	日

請求に当たっての注意事項

1 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。窓口に来られた方が請求者本人でない場合には、 広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください(代理人の方は請求できません。)。 請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2 本人確認資料について (戸籍法第10条の3)

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。広域交付の請求の場合、公的機関が発行する写真付きの本人確認書類に限られます。

3 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4 対象書

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名および本籍を記載してください。 記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

5 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍または除籍に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6 戸籍電子証明書提供用識別符号および除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書または除籍電子証明書の取得が可能となる符号 (16けたの数字)を発行します。 行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要とな る場合があります。符号を提出することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先 にお問合せください。

7 罰則

偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けたものは、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。